

○財務省告示第百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格

六  
イ  
発

ロ  
イ  
方募

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 決  
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

る た 運 八 つ 定 う 億 額  
法 め 営 億 い に ち 円 面  
律 の に 三 て 基 ` 金  
第 公 必 千 は づ 財 額  
三 債 要 六 ` き 政 一  
条 の な 百 額 発 法 兆  
第 発 財 七 面 行 第 七  
一 行 源 の 五 額 た 条 千  
の 特 確 の 万 で 利 第 三  
規 例 保 円 九 付 一 百  
定 に を ` 百 国 項 三  
に 関 函 財 四 債 の 十  
基 する 政 十 に 規 三

込 募 各 当 も 各  
み 限 国 て の 申  
の 度 債 る か 込  
応 額 市 °。 ら み  
募 の 場 特 °。 そ の う  
額 範 別 ち 募 ち  
を 囲 参 募 募 募  
割 内 加 額 を 価  
り に 者 額 を 格  
当 お 者 額 を 格  
て い ご と 次 の  
る て と の 割 高  
°。 各 の 割 高  
申 込 申 込 申 込 申 込 申 込

発 別 に ご 務 後 格  
行 参 よ と 大 に 競  
「 加 る に 臣 行 争  
と 者 発 応 が わ 入  
い ・ 行 募 各 れ 札  
う 第 ( 限 国 る の  
°) II 以 度 債 入 募  
非 下 額 市 札 入  
価 一 を 場 で の  
格 国 債 定 特 あ 決  
競 争 市 る 参 加 ` し  
入 場 も 加 者 財 た  
札 特 の 者 財 た

ハ					七 イ 払 込 金 額					ハ					ロ											
非 価 格 競	者 第 II 加	特 別 参 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 価 格 競	者 第 I 加	特 別 参 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 価 格 競	者 第 II 加	特 別 参 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 価 格 競	者 第 I 加	特 別 参 場	国 債 市 場								
円	二									で	た	条	特		で	た	条	特	十	い	に	る	年	億	は	づ
	千									千	利	第	別		三	利	第	別	億	て	基	法	度	八	、	き
	一									百	付	一	会		千	付	一	会	七	は	づ	予	千	額	、	発
	億									九	国	項	計		六	国	項	計	千	、	き	算	六	面	行	し
	三									十	債	の	に		六	に	規	関	七	額	行	十	分	十	額	た
	千									二	に	規	定		十	つ	定	す	百	金	し	、	、	五	で	利
	八									億	つ	定	す		五	い	に	る	十	万	額	利	、	万	一	付
	百									円	て	基	法		億	、	づ	律	円	で	付	第	特	円	兆	国
	二										、	き	第			額	き	第	二	千	二	一	、	千	三	債
	十										面	発	四			面	発	四	千	四	千	の	平	千	に	つ
	万										金	行	十			金	行	十	四	百	四	の	成	九	つ	い
	二										額	し	六			額	し	六	百	八	つ	定	三	十	三	て
	千																		八			す	十	三		

九	振替単位	振替単位の金額	五万円	十	十	発行日	平成三十年五月十五日	す。整数の倍の金額によるものと	一 イ ロ	発行格	金額 一厘 金額 百円 につ き 百 円 四 十 七	十 三	発行格	年〇・一パーセント 平成三十年十一月十五日 を
八	最	低額面金	五万円	十	十	発行格	平成三十年五月十五日	す。整数の倍の金額によるものと	一 イ ロ	発行格	金額 一厘 金額 百円 につ き 百 円 四 十 七	十 三	発行格	年〇・一パーセント 平成三十年十一月十五日 を
九	振替単位	振替単位の金額	五万円	十	十	発行格	平成三十年五月十五日	す。整数の倍の金額によるものと	一 イ ロ	発行格	金額 一厘 金額 百円 につ き 百 円 四 十 七	十 三	発行格	年〇・一パーセント 平成三十年十一月十五日 を

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同一。て  
 下、次号及び第十五号において  
 は、その翌営業日に支払うとき  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期と、次の算式により算出し  
 平成三十年十一月十五日を  
 年〇・一パーセント

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の二期子以
平成三十年五月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成十二年五月十五日	る利息を支払う。六月間に属す	日を、その日以、及び十一月十五日